

## 平成 18 年度予算の編成等に関する建議（抄）

平成 17 年 11 月 21 日  
財政制度等審議会

財政制度等審議会・財政制度分科会は、平成 18 年度予算の編成等に関する基本的考え方をここに建議として取りまとめた。

政府においては、本建議の趣旨に沿い、今後の財政運営に当たるよう強く要望する。

---

### ．各論

#### 3．公務員人件費〔資料 -3-1 参照〕

極めて深刻な財政事情の下、国民の理解と納得を得て歳出・歳入一体改革に取り組むためには、まず政府自らが公務員の総人件費の改革を実行することが不可欠である。特に、近年民間企業が事業再構築・人件費削減の取組みを進めており、公務員への視線には厳しいものもある。こうしたなか、国家公務員の 5% 純減目標の設定など、「小さくて効率的な政府」の実現に向けた公務員の総人件費改革は、最重要の政策課題の一つであり、「官から民へ」の改革を徹底するとともに、公務が最大の能率で遂行されるよう見直しを進め、国・地方ともあらゆる手段を駆使して公的部門全体の総人件費の削減に徹底して取り組むべきである。

##### （1）国家公務員等

国家公務員の給与については、来年度から、これまでの年功的な給与体系を転換し、地域の民間賃金をよりの確に反映し、職務・職責や勤務実績を適切に給与に反映させるための給与構造の抜本的改革が実施される。この改革は 5 年間で段階的に実施されるものだが、まずは、これを着実に実現していくべきである。

さらに、民間企業における給与体系や雇用形態等の変化を踏まえ、職員の活力、有為な人材の確保といった観点にも配慮しつつ、職種分類の見直し等の給与体系の柔軟化を検討するとともに、人事院による官民給与の比較方法について、比較対象企業規模（現在、正社員ベースで企業規模 100 人以上かつ事業所

規模 50 人以上の事業所が対象) や役職要件(部下の人数等)などを早急に見直し、来年の人事院勧告から順次反映するべきである。

また、特殊勤務手当、自衛官や外務公務員等に係る諸手当についても、業務の実態等を精査し、さらに見直していくべきである。

国家公務員の人員については、今後 5 年間で 5% 以上の人員を純減するという目標を設定し、政府一丸となって、それを達成するべきである。過去 5 年間の行政機関の純減実績をみると、治安・外交などの行政需要もあり、0.7%にとどまっているが、目標達成のためには、厳格な人員管理・増員の抑制はもちろん、人員の再配置を進めるとともに、既存業務のスリム化、民間委託、民営化等といった業務の大胆かつ構造的な見直しにより、メリハリのある純減を確保することが必要である。また、行政機関以外の自衛官、国会・裁判所等についても、聖域とすることなく、人件費削減につなげることが重要である。

なお、独立行政法人、国立大学法人、特殊法人等の公的部門についても、国家公務員に準じて、総人件費削減に積極的に取り組むべきである。

## (2) 地方公務員

地方公務員人件費は、地方の一般歳出の 3 分の 1 を占めるものであり、下記に指摘する給与、定員の両面にわたる取組みを地方財政計画に的確に反映して、地方歳出の一層のスリム化、ひいては地方交付税の縮減につなげていく必要がある。

### ア．給与

#### 地域の民間給与水準のよりの確な反映

- ( ) 地方公務員給与については、これまでラスパイレス指数に着目して適正化の取組みが行われてきたところであるが、ラスパイレス指数の算定対象は一般行政職の給料月額のみ限定されており、また、そもそも比較の対象は国家公務員であって、それぞれの地域の民間給与水準との比較が視野に入っていないという問題がある。
- ( ) 公務員給与の財源は税金で賄われているものであり、地方公務員給与については、納税者たる地域住民から広く納得が得られるものとするのが何よりも重要である。このため、地方公務員の給与決定にあたっては、それぞれの地域の民間給与水準をよりの確に反映する必要がある。
- ( ) しかしながら、各人事委員会勧告の公民較差率はほぼ全国横並びとなっており、公民較差が認められる場合であっても、「国公準拠」の考え方のもとで、ほとんどの団体で国と横並びの勧告となっている。このため、地方公務員の給与水準は、地域差が小さく、民間給与の低い地域においては地場の民間給与水準を大幅に上回る傾向にある。

( )このため、地方公共団体において、地域の民間賃金の反映といった国の改革の考え方を踏まえた見直しに早急に取り組む必要がある。さらに、地域住民から広く納得を得るためには、国と同様の見直しでは不十分であって、地方公共団体ごとに、人事委員会の機能強化に取り組み、地域の民間給与水準をよりの確に把握する枠組みを確立するとともに、「国公準拠」の考え方を改め、「地域の民間給与準拠」をより徹底し、給与水準をそれぞれの地域の民間賃金水準に是正することが必要である。

このほか、地方公務員給与を巡っては、

- ・ 不適正な特殊勤務手当や調整手当の支給
- ・ 同種の業務を行う国家公務員よりも一段と高い技能労務職の給与
- ・ 著しく上位級に偏った職員分布

などの問題が指摘されており、その廃止・是正など、給与の一層の適正化に向けた改革に早急に取り組むべきである。その際、給料、諸手当とその運用について、参考団体（類似団体、近隣団体等）との比較を必ず盛り込む形で、情報開示を徹底して行うべきであり、これを給与の適正化に向けた改革の起爆剤として、地域住民の納得が得られるよう、給与水準や諸手当等を適正化する必要がある。

## イ．定員

地方公務員の定員については、過去的大幅な定員増を踏まえ、最近の純減実績（5年間 4.6%）を一層上回る総定員の純減を行い、効率化・合理化をさらに進展させるべきである。

（以下、略）

# 国と地方の人員費

※国家公務員 95万人 8兆6千億円

国	国家公務員 62万人 人件費 5兆4千億円 (国負担の総人件費 8兆4千億円)		
	給与 <人事院勧告(又は人勧準拠)>		
定員	行政機関職員 (33万人) (3兆3千億円)	自衛官 (25万人) (1兆8千億円)	国会・裁判所等 (3万人) (3千億円)
	<総定員法による管理>	<大綱・中期防でセット(16年12月)>	

人勧を踏まえた対応を要請

人勧準拠を要請  
(除:郵政)

日本郵政公社 (26万人) (2兆4千億円)	特定独法 (7万人) (7千億円)	非特定独法 (5万人) (6千億円)	国立大学法人 (12万人) (1兆3千億円)	特殊法人 (3万人) (3千億円)
給与は労使交渉、定員は法人の長の経営判断				給与は労使交渉、定員は法人の長の経営判断
国の関与は、主務大臣による中期目標の作成・変更(財務大臣協議)、中期計画の認可(財務大臣協議)等				政府の予算関与あり

※中期目標の作成にあたっては、国立大学法人等の意見に反映すること法で規定されている

※地方公務員 308万人 28兆9千億円

普通会計職員	269万人	公営企業会計職員 39万人			
	人件費 25兆4千億円	人件費 3兆5千億円			
給与	<人事委員会勧告等>				
給与	<団体交渉>				
定員	一般行政職員等	教育	警察関係	消防	公営企業
	111万人	115万人	27万人	16万人	39万人

- (注1) 国家公務員の数は、17年度末定員(日本郵政公社は16年度末定員)。なお、上記は常勤職員ベースであり、その他、行政機関に14万人、日本郵政公社に12万人等の非常勤職員がいる。
- (注2) 国の人員費は、給与費(基本給、諸手当、超過勤務手当に退職手当、国共済負担金等を加えたもの(17年度当初予算:一般会計と特別会計の純計ベース)。
- (注3) 地方公務員の合計数は16年度定員管理調査ベースであり、勤務時間が常勤職員と同じで勤務した日が18日以上ある月が引き続き12月を超える臨時職員を含んでいる。
- (注4) 地方の人員費は、平成15年度決算額である(総務省調)。
- (注5) 郵政公社の職員数は平成17年3月31日現在の常勤職員数であり、人員費は平成16年度決算額である。(郵政公社公表資料)。
- (注6) 独立行政法人の職員数は平成17年1月1日現在の常勤職員数であり、人員費は平成16年度支給実績額(総務省取りまとめ)。
- (注7) 国立大学法人の職員数は平成17年の年度計画における常勤職員数であり、人員費は16年度決算額である。
- (注8) 特殊法人等は、政府の予算関与がある法人であり、日本放送協会、NTT・JR等の株式会社を含まない。職員数は、平成17年1月1日現在  
の常勤職員数。ただし、認可法人については、17年度定員。人員費は、16年度決算額である。